

西宮市不登校対策庁内検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 児童生徒の不登校について、連携及び調整を図り、その対策等を検討することを目的として、西宮市不登校対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不登校児童生徒の支援の在り方に関すること。
- (2) 不登校対策に係る各部の役割に関すること。
- (3) 不登校対策に係る各部との連携及び調整に関すること。
- (4) その他不登校対策に関する必要なこと。

(組 織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号。）第2条第1項第2号に定める教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、学校教育部長をもって充てる。

(職 務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 副委員長にも事故があるときは、委員会の委員のうちから委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 義務教育段階の不登校児童生徒の学習活動や学習評価、指導要録上の出欠の取扱いについて検討するため、不登校児童生徒に係る学習評価等検討委員会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる者をもって、組織する。
- 3 作業部会の委員長は、学校教育部長をもって充てる。
- 4 作業部会の会議は、作業部会の委員長が招集する。

- 5 作業部会の委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 作業部会の出席者のうち、西宮市及び西宮市立学校に勤務する一般職の公務員以外については、その都度2,000円を支給する。
- 7 作業部会の委員長は、検討した内容について、委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育部学校保健安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年1月20日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	所属・役職
委員長	教育次長
副委員長	学校教育部長
委員 (教育委員会)	学校支援部長
	学校保健安全課長
	学校保健安全課担当課長
	学校教育課長
	特別支援教育課長
	教育研修課長
	教育研修課担当課長
	地域学校協働課長
	青少年育成課長
	人権教育推進課長 (学校教育部参事)
委員 (市長事務局)	読書振興課担当課長
	地域学習推進課長

別表 2 (第 6 条関係)

区分	所属・役職
委員長	学校教育部長
委員	学校保健安全課長
	学校教育課長
	西宮市立小学校 (義務教育学校) 長
	西宮市立中学校長
	西宮市立小学校 (義務教育学校前期課程) 教頭
	西宮市立中学校 (義務教育学校後期課程) 教頭
	西宮市立小学校 (義務教育学校前期課程) 教諭等 2 名
	西宮市立中学校 (義務教育学校後期課程) 教諭等 2 名